

(案)

瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び
被害者支援に関する基本計画

平成22年3月

瑞 穂 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け及び性格	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本的視点	2
5. 国・岐阜県・瑞穂市の動き	3
第2章 瑞穂市におけるDVの現状と取り組み	
1. 配偶者等からの暴力被害の実態	5
2. 配偶者等からの暴力被害への取り組み	6
第3章 施策の展開	
目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり	9
<<ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み>>	
①広報啓発活動による普及	
②学校教育における暴力予防教育	
目標Ⅱ 保護体制づくり	10
<<ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援>>	
①被害者の安全確保	
②被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	
③さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	
④関係者による通報の周知	
⑤健診などを通じての発見と対応	
⑥子どもの安全確保とケア	
目標Ⅲ 総合的な連携体制づくり	12
<<相談業務の充実と関係機関との連携>>	
①DV等に関する相談事業	
②手続きの一元化についての検討	
③庁外関係機関との連携強化	
④庁内連携の強化	
⑤関係者からの二次被害の防止	

資 料

- 瑞穂市母子家庭自立支援教育訓練給付事業実施要綱・・・・・・・・ 14
- 瑞穂市要保護児童対策地域協議会規則・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・ 22

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV被害者の多くは女性であり、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定以後、DVの防止と被害者の支援に向けてさまざまな取り組みが進められてきました。

平成20（2008）年1月に改正が行われたDV防止法に、DV防止及び被害者の支援のための基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

瑞穂市は、改正DV防止法を踏まえ、DV対策を充実・強化し、総合的かつ計画的に推進するため、改正DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村の基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ及び性格

この計画は、

- (1) 改正DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- (2) 改正DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」に即し、策定するものです。
- (3) DV防止法の改正や基本方針等の改訂があったときには、必要に応じて計画の内容を見直します。

(4)「瑞穂市男女共同参画基本計画」の基本目標1の主要課題 -2に対応しています。

3．計画の期間

平成22(2010)年度から平成31(2019)年度(10年間)の「瑞穂市男女共同参画基本計画」の期間に合わせて、計画年度を平成22(2010)年度から31(2019)年度の10年間とします。中間年である平成26(2014)年度に計画の見直しを行います。

DV防止法の改正や国の基本方針等の改訂の際には、必要に応じて計画を見直します。

4．計画の基本的視点

DV防止法の基本理念に基づき、以下の項目を基本的視点として位置づけます。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと

DVの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ったきれ目のない支援に努めること

地域課題に即したきめ細やかな取り組みを進めること

既存の福祉制度等を十分に活用すること

支援の中核を担う岐阜県との連携を強化し、他の庁内外の関係機関、民間団体との連携を広げ、強化すること

注)この計画において、「配偶者」とは、DV防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情ある者を含みます。なお、「配偶者からの暴力」は、恋人など親しい男女間の暴力も対象として考えています。

5 . 国 ・ 岐阜県 ・ 瑞穂市の動き

(1) 国の動き

2 0 0 2 (平成 1 4) 年 4 月

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が全面施行され、国及び地方自治体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律に明示されました。

2 0 0 4 (平成 1 6) 年 5 月

DV防止法が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）・保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、国の基本方針に則してDV被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化されました。12月の施行と同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針（基本方針）」が策定されました。

2 0 0 7 (平成 1 9) 年 7 月

再度DV防止法が改正され、保護命令制度が拡充され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務として新たに規定されました。

2 0 0 8 (平成 2 0) 年 1 月

改正DV防止法が施行となり、施行と合わせて基本方針が改訂されました。

(2) 岐阜県の動き

2 0 0 2 (平成 1 4) 年

岐阜県女性相談センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、休日や夜間の緊急一時保護を県独自で実施するなど、DV被害者の実態に即した支援を積極的に進めました。

2 0 0 4 (平成 1 6) 年

DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DV被害者の実態に即した施策を全県的に実施しました。

2009（平成21）年

第1次基本計画の各施策の検証結果を反映しつつ、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、新たなDV防止基本計画（第2次）を策定しました。

（3） 瑞穂市の動き

2010（平成22）年

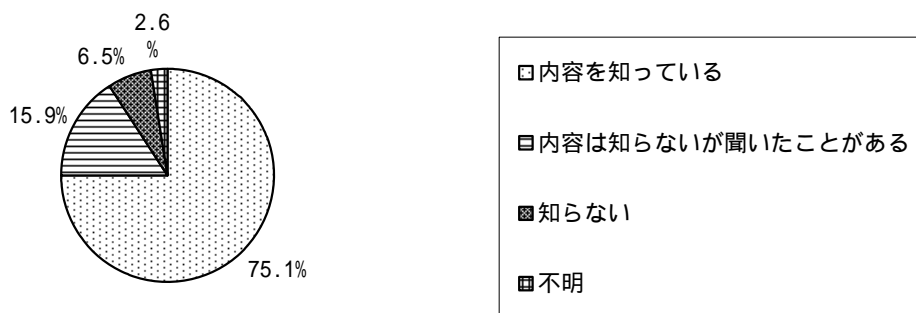
2008（平成20）年1月の改正DV防止法の施行を受けて、これまでの取り組みを発展的に引継ぎ、充実させ、庁内の関係機関が十分に役割を果たし、更に総合的、計画的に施策を進めていくため、改正DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を策定します。

第2章 瑞穂市におけるDVの現状と取り組み

1. 配偶者等からの暴力被害の実態

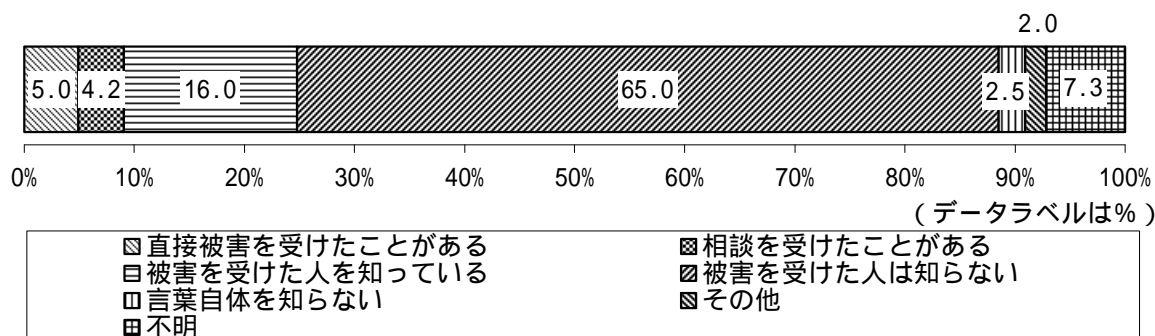
市では、男女共同参画や女性に対する暴力についての市民の意識や実態を把握するため、平成21年1月に「男女共同参画に関する市民アンケート調査」を実施しました。974名の回答者のうち男女共同参画に関する事柄で、「ドメスティック・バイオレンス」の認知度について聞いたところ「内容を知っている」と回答した人が75.1%と高い認知度を示しています。(図)

図 ドメスティック・バイオレンスの認知度



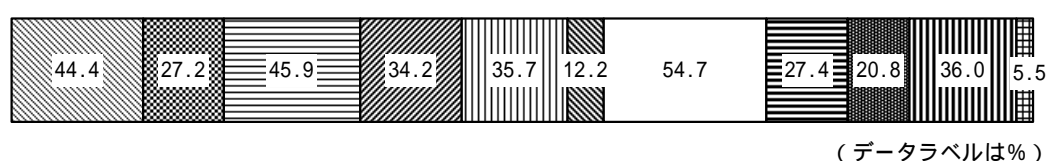
DVで被害を受けた経験について聞いたところ、5.0%の人が「直接被害を受けたことがある」と答えています。また、「相談を受けたことがある」が4.2%、「被害を受けた人を知っている」と回答した人が16.0%となっています。(図)

図 DVで被害を受けた経験について



DVやセクシュアル・ハラスメント等の行為をなくすためにはどうしたらよいと思いますか（複数回答）」の設問に対して、男女ともに「相談窓口、施設の整備」（54.7%）という回答が最も高くなっていました。次いで「法律や制度の制定・見直し」（45.9%）、「男性に対する意識啓発」（44.4%）、「家庭や学校における教育の充実」（36.0%）、「過激な内容のビデオ、ゲーム等の販売や貸し出しを禁止又は制限」（35.7%）などが続きました。（図）

図 DVやセクハラをなくすためには



☐ 男性に対する意識啓発	☐ 女性に対する意識啓発
☐ 法律や制度の制定・見直し	☐ 犯罪の取り締まり強化
☐ 過激なビデオ・ゲーム等の禁止や制限	☐ 被害者支援、暴力反対運動
☐ 相談窓口、保護施設の整備	☐ 加害者へのカウンセリングや更正プログラム
☐ マスメディアの倫理規定強化	☐ 家庭や学校における教育の充実
☐ 不明	

2. 配偶者等からの暴力被害への取り組み

市では、県女性相談センターを中心に、DV被害者の保護や自立支援、防止のための取り組みを以下のように進めてきました。

相談・情報提供

【相談事業】

市では、母子自立支援員、家庭相談員が中心に、県女性相談センターと連携をとり、DVについての相談を受け付け、対応を行っています。

被害者の安全確保

【母子・女性緊急一時保護事業】

夫など家族の暴力から逃れ、土日・夜間等の閉庁時でも市役所の当直又は民生委員に保護を求めてきた女性を一時的に保護しています。

連携の強化

【市の各担当部署及び各関係機関との連携の強化】

DV被害は、経済面、就業、住宅、育児及び教育など幾種類もの問題を抱えています。DV被害者に関連のある相談や窓口の各担当部署と連携した相談業務を通じて、県女性相談センター及び警察などの関係機関と今まで以上に連携した支援に努めます。

《庁内関連部署》 児童高齢福祉課・福祉生活課・医療保険課・健康推進課・市民課・学校教育課・総務課・企画財政課

二次被害の防止

【研修と啓発資料の配布】

二次被害とは、被害者から相談を受けた支援者など、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、被害者自身にも非があるといった、被害者を責めるような言動を取ることです。

被害者の心情を配慮し、被害者の置かれた立場を理解したうえで気軽に安心して相談できる環境を整え、被害が深刻になる前に相談できるよう、職員がDVについての理解を深める必要があります。二次被害を予防することを目的に、職員研修を実施し、職員向け啓発リーフレットを配布するなど、意識の徹底を図ります。

DVへの理解を広げる取り組み

【啓発リーフレットの普及】

DVについて理解を広げるため、DVの特徴や相談機関への連絡先を記載したリーフレットを市内各施設などで配布しています。

第3章 施策の展開

DVの防止と被害者への支援のための3つの目標をたてて取り組みます。

目標 暴力を許さない社会づくり

ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

目標 保護体制づくり

ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

目標 総合的な連携体制づくり

相談業務の充実と関係機関との円滑な連携

目標 暴力を許さない社会づくり

ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVは身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを市民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、男女ともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重されるような社会づくりを目指します。DV被害の防止のための啓発は、一般的な人権教育・啓発だけでは不十分であり、DVについての理解を広め、深めるための取り組みを強化します。また、暴力を予防するために、学校での人権教育や若年層に向けた啓発を重視します。

施策の方向	具体的施策	担当課
広報啓発活動による普及	<ul style="list-style-type: none"> ・DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ・被害者だけでなく加害者とならないように、人権に関する研修会・学習会・講座の主催者などと連携し、思春期や青年期における生徒間での暴力及び恋人からのデートDVなど、加害者防止に視点を置いた啓発の推進に努めます。 	児童高齢福祉課 福祉生活課 健康推進課 医療保険課 企画財政課 学校教育課
学校教育における暴力予防教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。 ・人権教育において、学校等などでの全ての教育活動を通じて「高齢者」「障がい者」などの人権問題について、正しい人権感覚を身に付けるよう指導します。若年層が主体的に考えることができるよう、公民館、総合センター、コミュニティセンターなどにおいて予防のための学習の場をつくり、近隣大学との連携のあり方を検討します。 	学校教育課 福祉生活課 生涯学習課

目標 保護体制づくり

ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、被害者だけでなく同伴する家族の生命を脅かす危険があるため、緊急時には迅速な対応が重要です。また、さまざまな状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。

さまざまな施策や制度を活用して被害者の立場に立ったきめ細やかな支援を行います。

施策の方向	具体的施策	担当課
被害者の安全確保	・女性等緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	児童高齢福祉課 福祉生活課
被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	・住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	健康推進課 医療保険課 企画財政課 学校教育課
さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	・障がい者、高齢者に加え、外国人など特に支援を必要とする被害者に配慮した情報提供を行います。	児童高齢福祉課 福祉生活課
関係者による通報の周知	・市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	児童高齢福祉課 福祉生活課 健康推進課
健診などを通じての発見と対応	・子どもの健診などを通してDVの発見に努め、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	児童高齢福祉課 学校教育課 健康推進課
子どもの安全確保とケア	・児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。 ・子どもと日常的に接している学校や幼稚園、保育所等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子ども	児童高齢福祉課 健康推進課 学校教育課 保育所

	<p>もが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。</p>	幼稚園
被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 ・被害者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、被害者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。 ・被害者の回復の一助として、被害者の心理的な安定、回復を支援します。 	<p>児童高齢福祉課 福祉生活課 健康推進課</p>

目標 総合的な連携体制づくり

相談業務の充実と関係機関との連携

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決にむけては、市のさまざまな相談や窓口の担当部署が連携して対応することが欠かせません。また、岐阜県女性相談センターや警察のほか、医療機関や学校などと連携して、それぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化していきます。

施策の方向	具体的施策	担当課
ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援員、家庭相談員が中心に県女性相談センターと連携し、DVについての相談に対応します。 ・さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。 	児童高齢福祉課 福祉生活課
手続きの一元化についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。 	庁舎全課
庁外関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や県などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。 	児童高齢福祉課 福祉生活課 健康推進課 学校教育課
庁内連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。 	児童高齢福祉課 福祉生活課 健康推進課 市民課 医療保険課
関係者からの二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。 	児童高齢福祉課 秘書広報課

資 料

瑞穂市母子家庭自立支援教育訓練給付事業実施要綱

瑞穂市要保護児童対策地域協議会規則

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

瑞穂市母子家庭自立支援教育訓練給付事業実施要綱

平成17年3月29日

告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)を支給することにより、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に居住する母子家庭の母であって、次の給付要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- (2) 受講開始日現在において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)による教育訓練給付金の受給資格を有していないこと。
- (3) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (4) 過去に訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第3条 本事業の対象となる教育訓練給付講座は、次に掲げる講座のうち第6条の規定により市長の指定を受けた講座(以下「対象講座」という。)とする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) 別に定める就業に結びつく可能性の高い講座
- (3) 前2号に準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(支給額等)

第4条 自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用(以下「教育訓練経費」という。)の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、20%に相当する額が4,000円を超えない場合は支給しないものとする。

(事前相談の実施)

第5条 対象講座の受講に際しては、受講を希望する母子家庭の母に対し事前相談を実施する。

- 2 事前相談において、当該母子家庭の母の希望職種、職業生活の展望等を聴取し、職業経験、技能、資格習得等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効率的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするものとする。

(対象講座の指定)

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書(様式第1号。以下「対象講座指定申請書」という。)を受講開始日以前に市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 対象講座指定申請書には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できるものとする。
 - (1) 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母が児童扶養手当の受給者である場合)又は当該母子家庭の母の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書
 - (3) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の資料の写し
 - (4) 当該母子家庭の母の住所地を管轄する公共職業安定所が発行する「雇用保険制度教育訓練給付金支給要件回答書」(ただし、第8条第4項により提出が必要と認められる場合に添付すること。)

(受給要件の審査)

第7条 市長は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行った場合において、対象講座の指定を行う場合には母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定決定通知書(様式第2号。以下「対象講座指定決定通知書」という。)により、指定しない場合には母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定不決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に遅滞なく通知するものとする。
- 3 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、母子家庭自立支援教育訓練給付金指定教育訓練講座受講中止届(様式第4号)を提出しなければならない。

(受給要件の審査方法)

第8条 受給要件の審査に当たっては、必要に応じて就労関係の専門家、母子家庭自立支援員等で構成する審査委員会を設置し、その緊急性及び必要性について考慮して判定を

行うことができる。

- 2 審査委員会は、対象とする講座の指定について、本人の意向を踏まえ、対象とする講座が当該母子家庭の母を適職に就かせる観点から適当であるかの審査を行うものとし、必要に応じて講座変更の助言を行うことができる。
- 3 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、支給要件の審査に当たっては、過去の受給の有無について確認するものとする。
- 4 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受給開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「雇用保険制度教育訓練給付金支給要件回答書」を添付させるものとする。

(支給申請)

- 第9条 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第5号。以下「支給申請書」という。)の提出は、対象講座を修了した日の翌日から起算して1箇月以内に、市長に対して行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。
- 2 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書
 - (3) 対象講座指定決定通知書
 - (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - 3 市長は、支給申請書を受理した場合、当該母子家庭の母が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
 - 4 市長は、前項の決定を行った場合において、支給決定を行った場合には、母子家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第6号)により、支給しない場合には母子家庭自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第7号)により、遅滞なく当該申請者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月2日告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年9月21日告示第126号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

瑞穂市要保護児童対策地域協議会規則

平成20年9月30日

規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、瑞穂市附属機関設置条例(平成20年瑞穂市条例第30号。以下「条例」という。)に規定する瑞穂市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の早期発見や適切な保護を図ると同時に、虐待防止等の施策を実施するために関係機関における連携を図るため、協議会の下に、実務者会議及び個別ケース検討会議を設置する。

(協議会)

第3条 条例別表に規定する児童福祉関係者は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者とする。

2 条例別表に規定するその他市長が適当と認める者は、別表第2に規定する者又は規定する機関の代表者とする。

3 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の27第5号に規定する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の5の協議会を構成する関係機関等の区分は次のとおりとする。

(1) 法第25条の5第1号に該当する機関

ア 国又は他の地方公共団体の機関

(ア) 岐阜県中央子ども相談センター

(イ) 岐阜振興局福祉課

(ウ) 岐阜保健所

(エ) 北方警察署

イ 市の機関

(ア) 福祉部(児童高齢福祉課・保育所)

(イ) 教育委員会

(2) 法第25条の5第2号に該当する機関

(ア) 瑞穂市社会福祉協議会

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 医療関係機関

(エ) 子育てに関わるNPO法人

(3) 法第25条の5第3号に該当する機関

(ア) 民生・児童委員

(イ) 人権擁護委員

(ウ) 弁護士

4 第1項及び第2項に掲げる者のほか、市長は特に必要と認める場合は、協議会に必要な者を協議会の委員に任命又は委嘱するものとする。

5 協議会は、関係機関の円滑な連携を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討

(2) 実務者会議からの活動状況の報告及び評価

(3) その他虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、別表第3に掲げる者をもって組織する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 定例的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題になった点の更なる検討

(2) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握

(3) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動

(4) 協議会への活動状況の報告

(5) その他子育てに関し、解決が必要と認められること。

3 必要があるときは、実務者会議に会議の当該構成員以外の者を出席させることができる。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、個別の事例に関係する部署の担当者及び関係機関に所属する者をもって組織する。

2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の状況及び問題点の確認

(2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有

(3) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

(4) 事例の主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定

(5) 実際の援助、支援方法及び支援計画の検討

(6) 前号の評価及び検討

(7) その他協議会及び実務者会議への報告

(招集)

第6条 協議会は、年2回以上開催するものとする。

2 実務者会議は、必要に応じて福祉部長が招集し、開催するものとする。

3 個別ケース検討会議は、随時開催するものとする。

(秘密の保持)

第7条 協議会、実務者会議及び個別ケース検討会議の構成員は、職務上知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年6月9日規則第19号)

この規則は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

岐阜県中央子ども相談センター
岐阜振興局福祉課
岐阜保健所
福祉部(児童高齢福祉課・保育所)
瑞穂市社会福祉協議会
児童福祉施設
医療関係機関
子育てに関わるNPO法人

別表第2(第3条関係)

北方警察署
弁護士
教育委員会

別表第3(第4条関係)

岐阜県中央子ども相談センター	家庭支援第一課長
----------------	----------

総務部	総務課長
教育委員会	学校教育課長
	生涯学習課長
市民部	健康推進課長
	健康推進課保健師
福祉部	福祉部長
	福祉生活課長
	児童高齢福祉課長
	家庭相談員
	母子自立支援員
	子育て相談員
	子育て支援センター職員
	児童高齢福祉課担当職員

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との

連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をか

- け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一

項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を

求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとす。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費

用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対

する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。